

花巻市電気料金高騰対策支援金

電気料金が高騰している市内中小企業者を支援するため、支援金を支給します。

給付額（千円未満切捨て）

対象：製造業、卸売業

法人：最大20万円

個人事業者：最大5万円

※本支援金は課税対象：事業所得（雑収入）となります

- ① 市内事業所で使用した電気料金の合計のうち、令和4年4月から11月までの任意の連続する6ヶ月と前年同期を比較し上昇した金額（事業用に限り）。
- ② 支給金額は、電気料金の6ヶ月分の合計額の差額を、上限額（法人：20万円、個人事業者：5万円）の範囲内で支給。

◆対象者

- ① 花巻市内に本店又は支店、営業所等を有する中小企業者で、市内で製造業又は卸売業を営んでいること。
- ② 事業継続の意思があること。
- ③ 直近の申告期限到来分（法人税申告、所得税確定申告等）を行っていること。
- ④ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑤ 宗教上の組織もしくは団体ではないこと。
- ⑥ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

◆申請期間

令和4年12月1日（木）
～12月26日（月）

◆申請方法

原則、郵送で書類を送付してください
（当日消印有効）

◆提出書類

【法人・個人事業者共通】

- ①花巻市電気料金高騰対策支援金支給申請書兼請求書
- ②（別紙1）対象期間の電気料金の計算票
- ③対象期間の電気料金、使用期間が確認できるものの写し（利用明細等）
- ④対象期間の電気料金の支払いを確認できる書類の写し（領収書、口座引落しの確認できるもの等）
- ⑤支援金の振込を希望する口座通帳等の写し

【法人の方】

- ⑥直近3ヶ月以内の履歴事項全部証明書
- ⑦直近決算分の法人事業概況説明書の写し
- ⑧直近決算分の法人市民税申告書の写し

開業後まもなく、上記⑦⑧がない場合は、「法人の設立・変更等の申告書」等

【個人事業者の方】

- ⑥下記の申告書類のいずれか
・令和4年度市民税・県民税申告書の写し
・令和3年分所得税確定申告書の写し
- ⑦本人確認書類の写し
（運転免許証、健康保険証等）

開業後まもなく、上記⑥がない場合は、「開業届」、「個人の事業開始申告書」等

◆問い合わせ先/提出先

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

提出先：花巻商工会議所	本所	〒025-0075	花巻市花城町10-27	TEL 0198-23-3381
	大迫支所	〒028-3203	花巻市大迫町大迫3-203	TEL 0198-48-3230
	石鳥谷支所	〒028-3101	花巻市石鳥谷町好地6-10-3	TEL 0198-45-4488
	東和支所	〒028-0114	花巻市東和町土沢8区60	TEL 0198-42-3155

（支援金の計算例は裏面へ）

◆支援金の計算例

令和4年4月から11月までの任意の連続する6ヶ月と令和3年の同期を比較する場合

(単位：万円)

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	10	15	30	20	50	45	60	70
令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	20	20	30	20	60	50	60	80

※電気料金は
税込で申請

→ 275万円

→ 300万円
300万円
300万円

◆支援金額の計算

(事業用割合100%の場合)

(300万円 - 275万円) × 100%

= 25万円 ≥ 20万円 (上限) (※個人事業者：上限5万円)

⇒ 20万円 (支給額) (※個人事業者：支給額 5万円) ※1,000円未満切り捨て

◆開業間もない方の支援金の計算例①

令和3年7月から令和3年11月の開業場合(例：令和3年7月1日開業)

(単位：万円)

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	/	/	/	20	50	45	60	70
令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	20	20	30	20	60	50	60	80

令和4年7月以降の任意の月の電気料金と前年同月の差額に6を乗じた金額。ただし、ひと月の稼働日数が事業に使用した施設の稼働日から20日に満たない月を除く。

◆支援金額の計算

(事業用割合100%の場合)

(令和4年4月以降の任意の1ヶ月) - (令和3年の同月)

= 60万円 (令和4年8月分) - 50万円 (令和3年8月分)

= 10万円 × 6

= 60万円 ≥ 20万円 (上限) (※個人事業者：上限5万円)

⇒ 20万円 (支給額) (※個人事業者：支給額 5万円) ※1,000円未満切り捨て

◆開業間もない方の支援金の計算例②

令和3年12月から令和4年10月の開業場合(例：令和4年8月1日開業)

(単位：万円)

令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	/	/	/	/	60	50	60	80

令和4年4月から令和4年11月までの任意の2月の電気料金の差に稼働月数(最大6ヶ月)乗じた金額。ただし、ひと月の稼働日数が事業に使用した施設の稼働日から20日に満たない月を除く。

◆支援金額の計算

(事業用割合100%の場合)

(電気料金の高かった月) - (電気料金の低かった月)

= 80万円 (11月分) - 50万円 (9月分)

= 30万円 × 4 (稼働月数)

= 120万円 ≥ 20万円 (上限) (※個人事業者：上限5万円)

⇒ 20万円 (支給額) (※個人事業者：支給額 5万円) ※1,000円未満切り捨て